

国の行財政改革評価研究会 中間報告のポイント

平成16年12月14日
国の行財政改革評価研究会

国と地方を合わせ700兆円もの長期債務を抱える中、国は「三位一体の改革」に名を借りて、地方の大きな負担の上に国の財政再建を進めるという愚行を行っている。行財政改革は、国・地方共通の課題であり、地方自治体が、より一層の行財政改革に努めるべきであることは当然であるが、本研究会は、国こそが自ら行財政改革を行うべきではないかとの声を受け、特に地方の取組と比較する中で、国の行財政改革の取組を評価した。ここに、その状況を報告し、国が血の滲むような自ら身を切る改革を直ちに断行するべきであると提言する。

1 情報公開の在り方

国の情報公開制度は大きく遅れている。適正な運用に努めるべき。いわゆる「機密費」の用途は一切明らかにされていない。行政運営の腐敗を防ぐため、聖域を設けずに情報の開示を進めるべき。行政の不正を抑止するためには情報公開制度だけでは限界。住民訴訟制度のように、国民が納税者の権利として国の責任を追及できる訴訟制度を導入するべき。

2 入札制度の改革

国では、依然として指名競争入札が主体。一般競争入札の拡大を図るべき。第三者機関の設置など入札監視の取組が消極的。また、積算基準の設定プロセスも不明瞭。積算から入札・契約手続に至るまで積極的に透明性の向上を図るべき。公共事業官庁が地方に補助金の使い切りを要請する実態が存在。入札差金を地方の裁量により有効活用するためにも補助金の廃止と税源移譲を行うべき。

3 総額人件費の抑制

(1) 国家公務員数の削減

国家公務員の定員削減は、公社化・独立行政法人化を利用した見せかけの削減。中央省庁再編後も、ポストが新設されるなどスリム化は不十分。地方支分部局を含め、徹底的な定員削減を行うべき。国と地方の役割分担に伴う職員削減や組織改廃を行うべき。

(2) 国家公務員給与等の削減

人事委員会勧告を上回る給与削減を行っている地方に比べ、国家公務員給与は手付かず。財政状況に鑑み、思い切った削減が必要ではないか。

(3) 生産性向上の視点からの公務員制度改革

公務員制度改革は遅々として進んでいない。能力・業績が反映される人事・給与制度を早急に導入するとともに、民間人材の登用、府省の枠を越えた公募による人材起用、幹部公務員の政治任用等を積極的に推進すべき。全国一律の給与水準や手当新設の動きなど、国家公務員の給与構造には問題がある。国民の目から見て合理性・納得性があるものに見直すべき。キャリアシステムが天下りを促進し、天下り職員の人件費を補助金で賄う構図が定着。キャリアシステムを廃し天下り法人への財政支出を絶つべき。

4 国関係法人の見直し

(1) 徹底した特殊法人等改革の推進等

国の特殊法人等改革は、独立行政法人への「看板の掛け替え」を行ったに過ぎないものが多い。第三者機関を活用し聖域なき抜本的見直しを行うべき。特殊法人等向け財政支出は、独立行政法人化等により組織形態を変えた法人への支出も含めれば、過去3年間ではほとんど削減されていない。事業の必要性の見直しと合わせ、徹底的な歳出の合理化に取り組むべき。国の多額の財政支出により運営されている独立行政法人や公益法人等の役員報酬等は非常に高い水準。適正な水準に見直すべき。

(2) 公益法人が行う検査・検定事業の見直し

国から公益法人が委託・推薦等を受けて行っている検査・検定等の登録制への移行について、民間参入を阻む参入障壁が設けられないよう監視することが必要。

(3) 地方における関係法人の見直しへの対応

地方の関係法人の見直しに当たって、改革の障壁となっている法令・制度等について早急に見直しを行うべき。

5 職員の規律の確保等

残業を理由とする遅刻の常態化に加え、タクシー代の浪費や度々露顕する不適切な予算執行が大きな問題。規律の乱れを正す体制の構築が急務。交付税措置を絡ませた相次ぐ景気対策など、国の政策誘導が地方債務の増大要因の一つ。国は、地方を批判するだけでなく自らも反省すべき。

6 国が行財政改革に熱心でない理由

国が行財政改革に熱心でない理由を分析すると次のとおり。

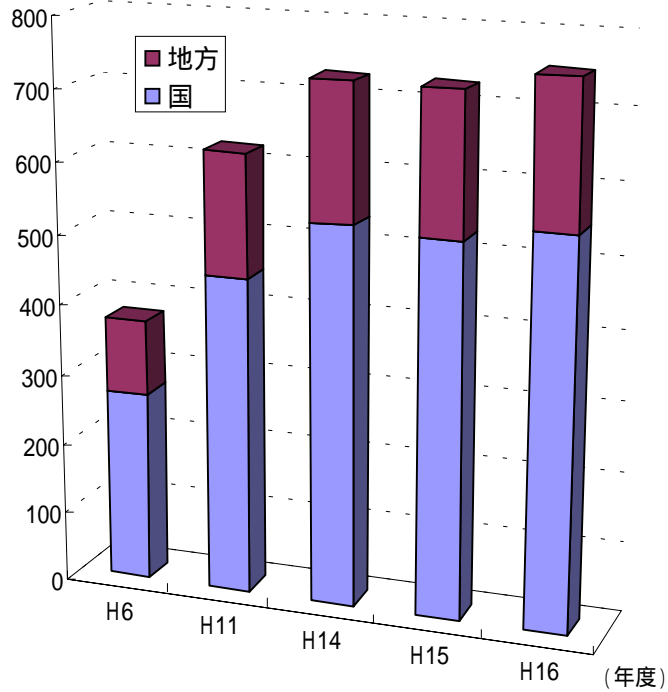
- ・ 地方とは異なり、巨額の債務を抱えてもペナルティが課されない仕組み。
- ・ 政治のリーダーシップやトップマネジメントの欠如。
- ・ 国民を「顧客」とみて、その満足度の向上を志向する意識の低さ。
- ・ 国家公務員としての身分や地位を守ろうとする意識の存在。

国は、こうした点を十分に自覚し、改善していくべき。

地方に比べ国の歳出抑制は全く不十分

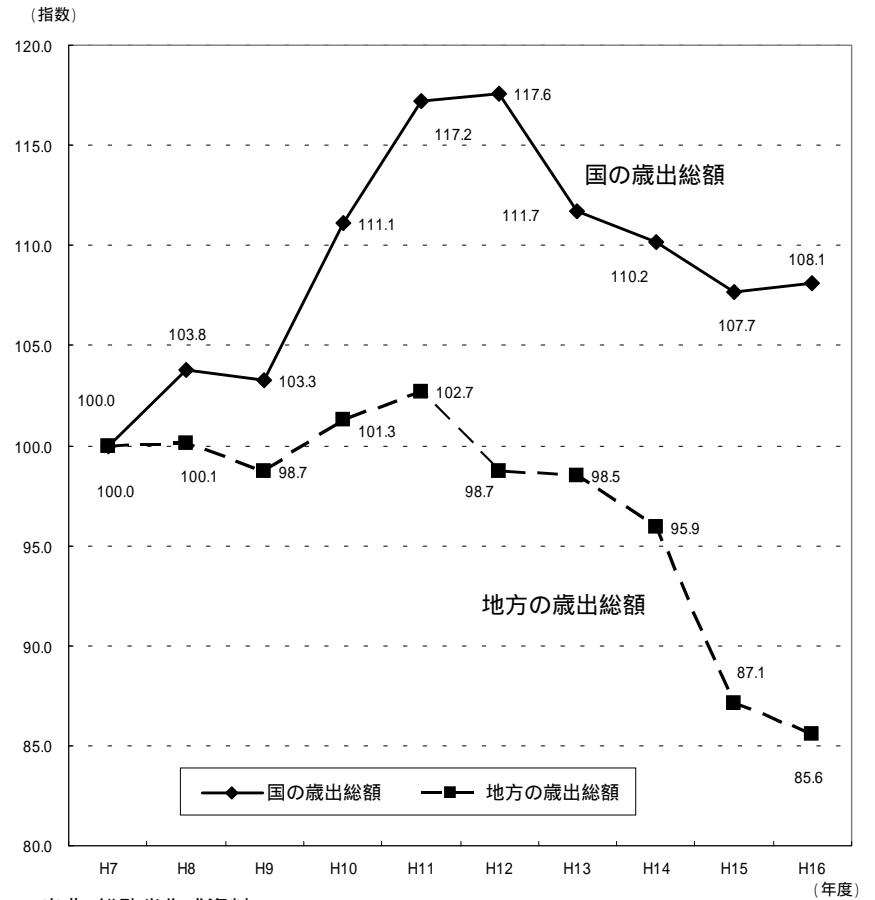
国と地方を合わせた長期債務は700兆円で既に破産状態
 そのような状態にありながら、地方に比べ、国の歳出抑制は全く不十分

(単位:兆円) (図1) 国と地方の長期債務残高の推移



(出典:財務省財政関係資料から長野県作成)

過去10年の国と地方の歳出総額の推移 (H7=100)



(出典:総務省作成資料)

(注) 平成14年度までは決算額は、15年度及び16年度は、国は当初予算、地方は地方財政計画である。

国の情報公開制度の運用は杜撰

国は地方自治体の運用実績をもとに情報公開制度を構築しているが、地方が育んできた情報公開の精神を学び取っていない。

【国における情報公開の問題事例】

文書の存在を確認せず文書を特定し不開示決定、**諮問後に文書の不存在が発覚**（外務省）

不服申立てから**諮問を行うまで1年3か月あまり経過**（経済産業省）

諮問庁が不存在を理由に不開示とした決定について、

いつ文書を廃棄したのかを説明できない（厚生労働省）

請求者が望む文書の保有先を知っていながら教えてくれない（総務省）

文書のすべてが黒塗りでもよいから不開示とされた

「文書の枚数を知りたい」との不服申立てに対して、十分な説明を行わない
（国税庁）

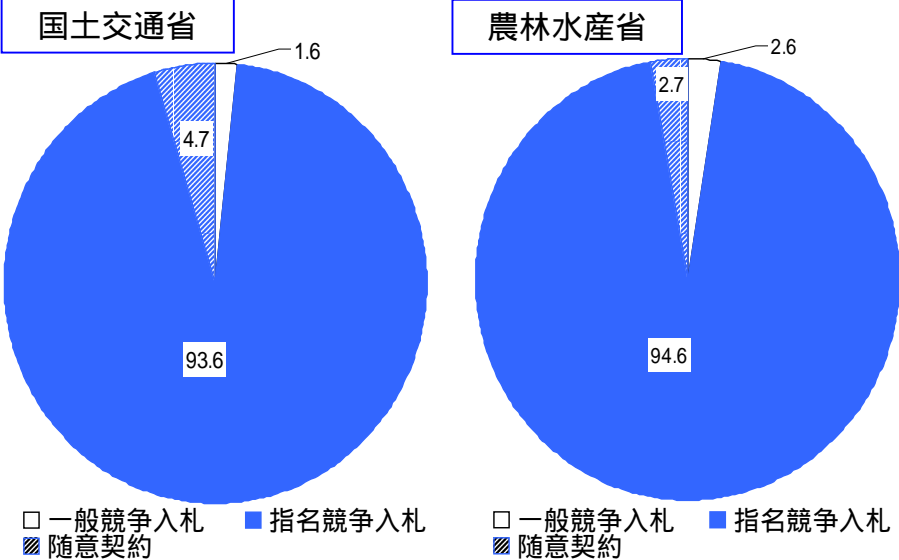
開示請求書を86日間放置（法務省）

国の公共工事は未だに指名競争入札が圧倒的多数

国は、依然として一般競争入札よりも指名競争入札主体

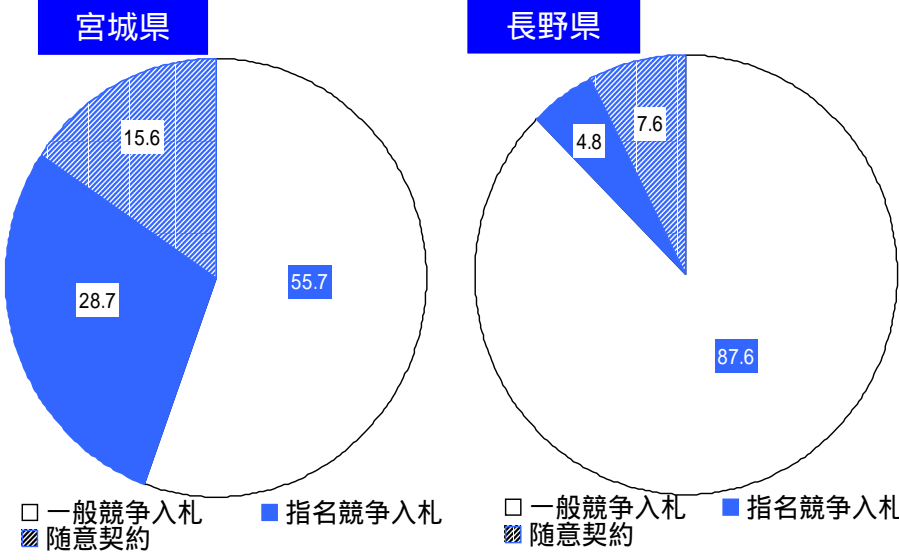
国は依然として指名競争入札が主体

平成15年度



一般競争入札の適用範囲を大幅に拡大

平成15年度



第三者機関の設置など入札監視のための取組が遅れている

第三者機関等の設置状況 (H15年度)

	特殊法人等	国	指定都市	都道府県
設置率 (%)	56.8	55.6	100.0	100.0

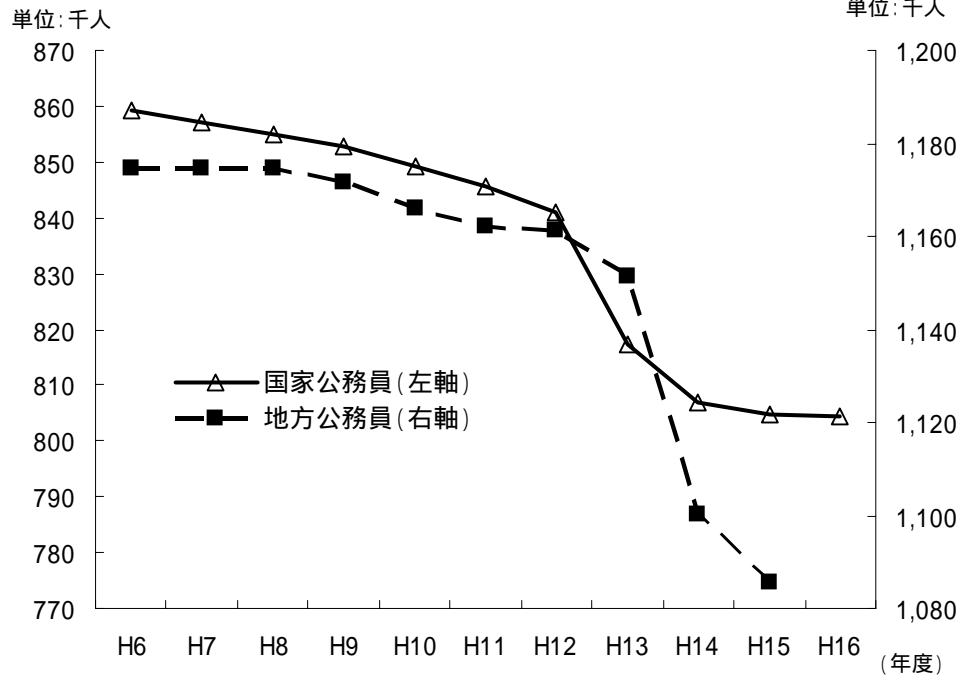
国家公務員数の削減は見せかけに過ぎない

国家公務員数の削減は独立行政法人化に伴う見せかけの削減

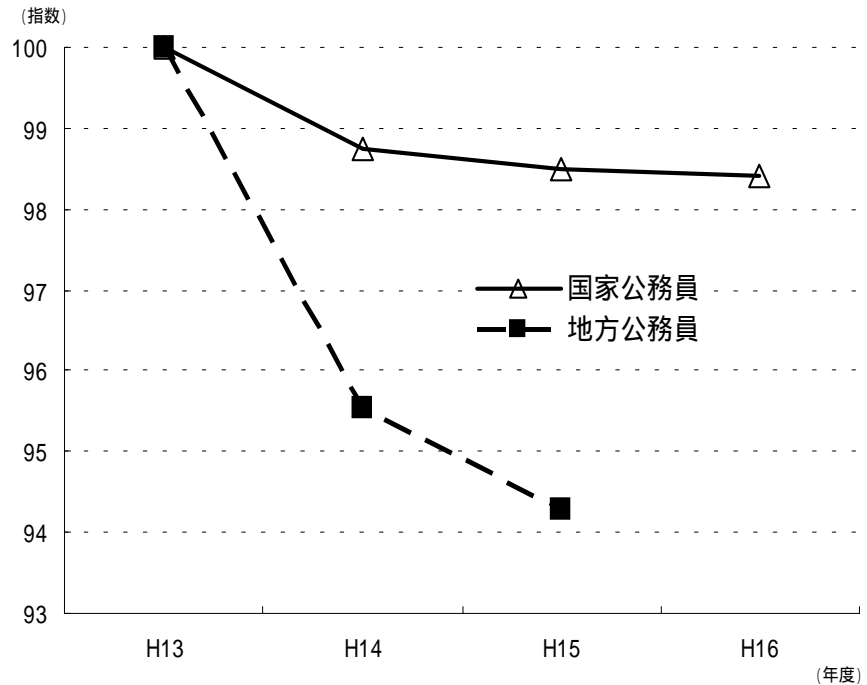
省庁再編に伴うスリム化も全く不十分、地方支分部局を含め人員削減を直ちに行うべき

「三位一体の改革」等地方分権の進展に伴う職員の削減・組織の改廃を直ちに行うべき

国家公務員数と地方公務員数の推移 (H6 ~ H16)



平成13年を100とした国家公務員数と地方公務員数の推移



(出典) 総務省「機構・定員等の審査結果」等をもとに長野県作成

国は自ら身を切るような給与削減の努力を怠っている

【国の取組】

国の一般職公務員の給与・手当について人勸を上回る削減はされていない
大臣等の給与削減にも全く手をつけれ
れていない

【地方の取組】

一般職の給与削減 19道府県で実施
管理職手当の削減 27道府県で実施
特別職の給与削減
43都道府県で実施

大臣・次官・知事の年間給与額・平均年収(平成15年度)

区 分	平均年収等
内閣総理大臣	年間給与額 4,165万円
国務大臣	年間給与額 3,041万円
副大臣	年間給与額 2,912万円
政務官	年間給与額 2,483万円
事務次官	平均年収 2,432.9万円
都道府県知事	平均年収 2,100.6万円

は暦年

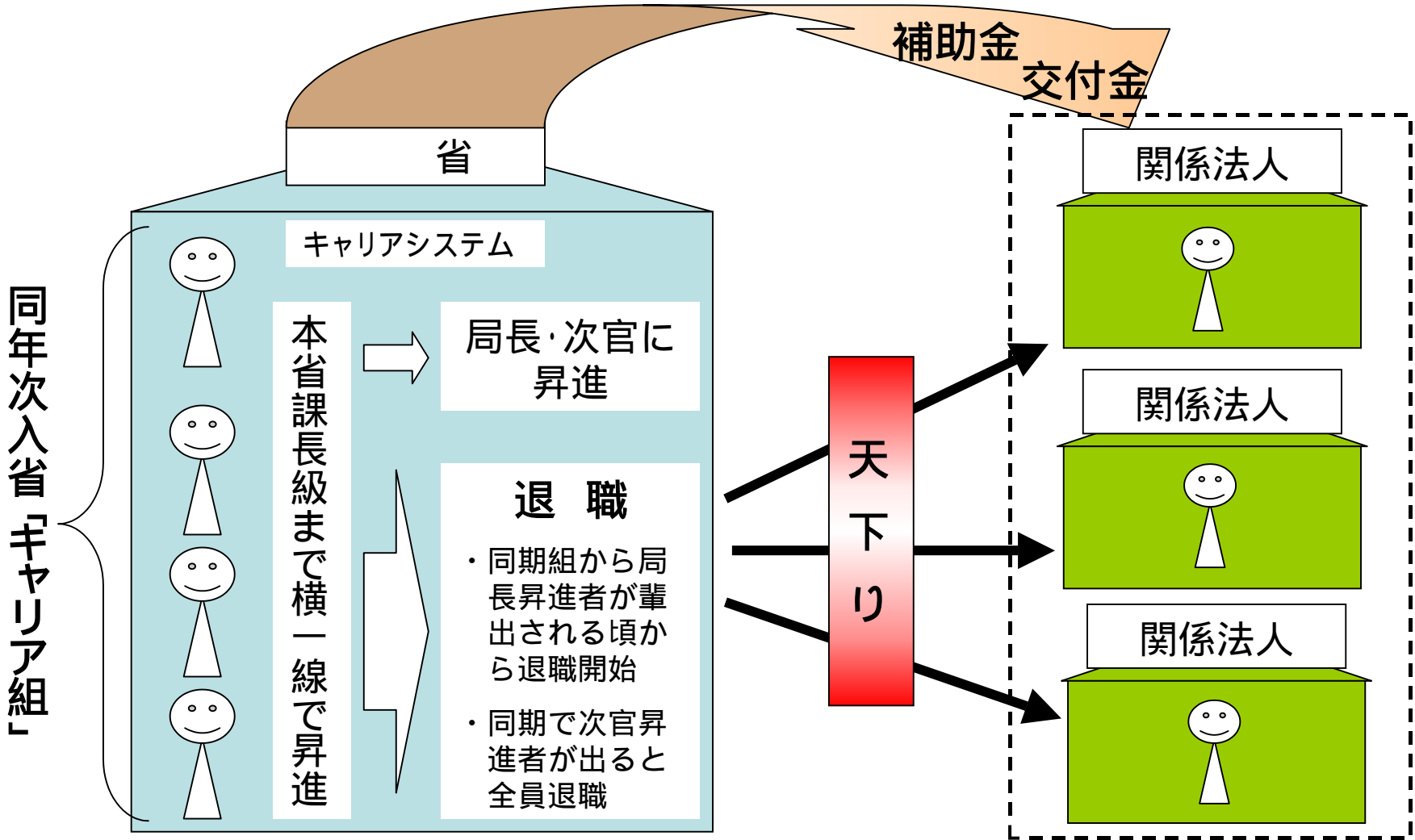
国の給与は手付かずなため、
役人に過ぎない事務次官の平均年
収が公選の知事のそれを上回る現
象が生じている

）なお、よく使われる「ラスパ
イレス指数」は、基準となる
国の給与に次官・局長の給
与が含まれていない

この指数による比較は実態
を正確に反映していない

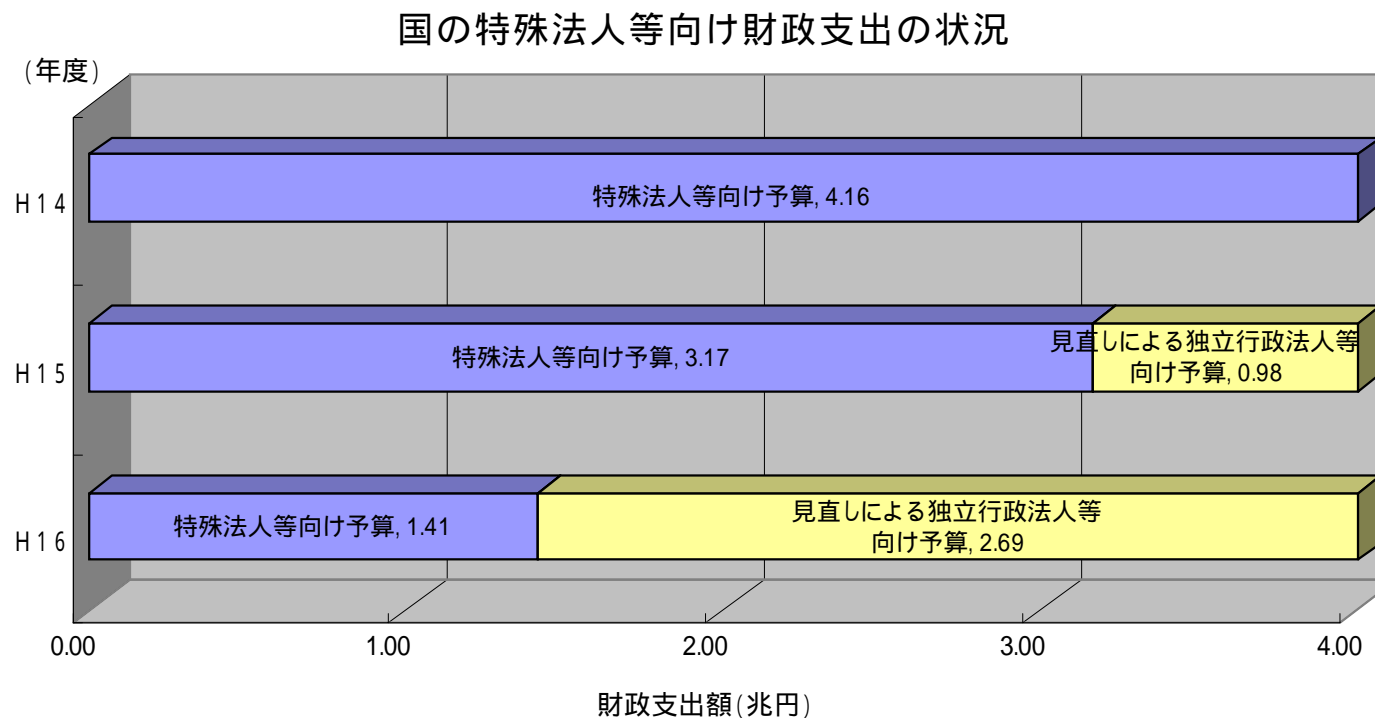
キャリアシステムが「天下り」の温床となり財政支出を増大させる

キャリアシステムなど「生産性」の視点が欠けた公務員制度
「天下り」先の関係法人に運営費として補助金・交付金を交付
結果的に「天下り」職員の人件費を税金で負担



特殊法人等改革は単なる看板の掛け替え

特殊法人等改革においては、対象163法人のうち、廃止見込み法人は僅か1割(17法人)
その他の多くの特殊法人等は、独立行政法人化、民間法人化等へ看板を掛け替えただけ
特殊法人等向けの予算が大幅減しているように見えるが、実質的には独立行政法人等に振り替えただけ



(出典:特殊法人等改革推進本部参与会議資料により作成)

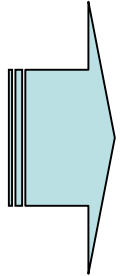
第三者機関による抜本的な見直しが不十分

国における関係法人の見直し

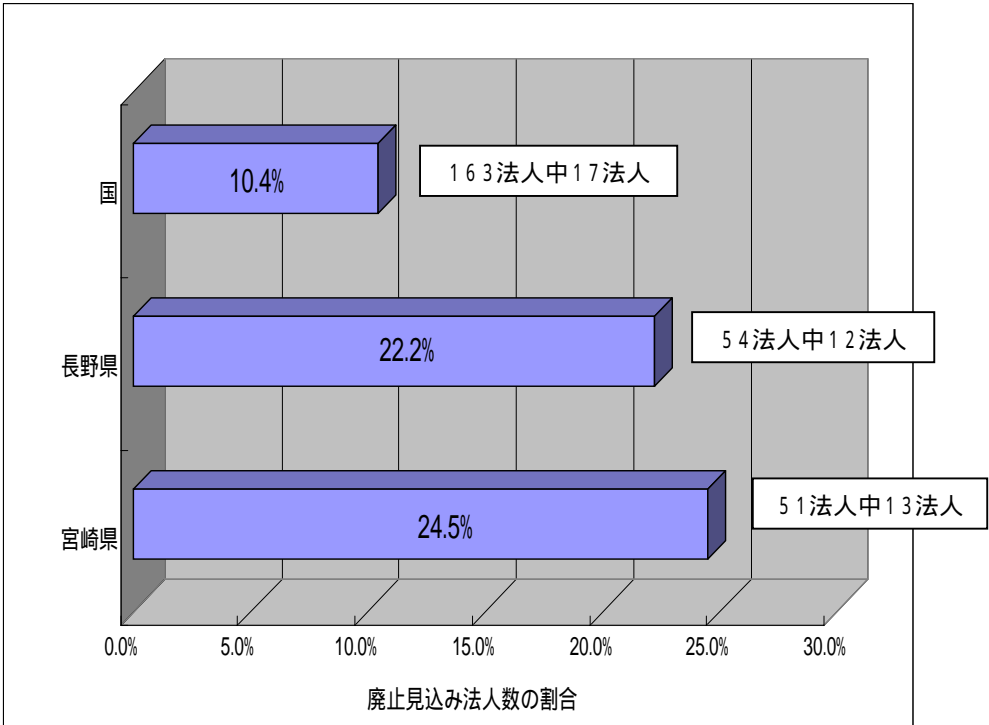
民間の有識者を活用しているが、行政側が作成した見直し案への意見聴取が中心

地方における関係法人見直し

民間の有識者からなる「検討委員会」、監査法人等が主体となって事業、経営状況に対する点検・評価を行った上で「見直し案」を提言



見直しによる廃止見込み法人数の割合

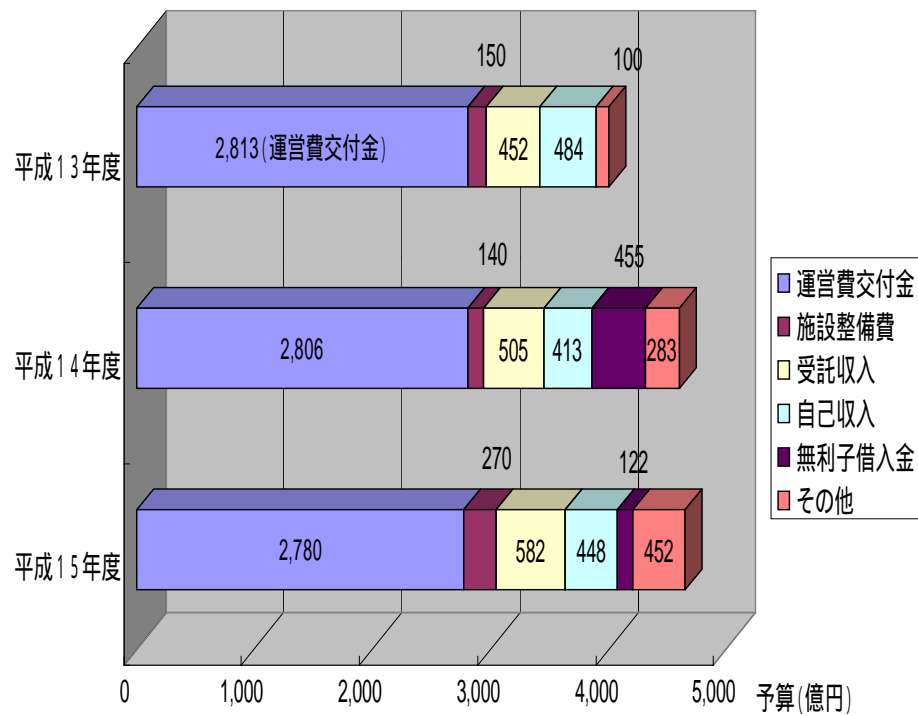


(出典: 特殊法人等整理合理化計画の実施状況(国の行政改革ホームページ)等より作成)

独立行政法人に対する歳出の合理化は不十分

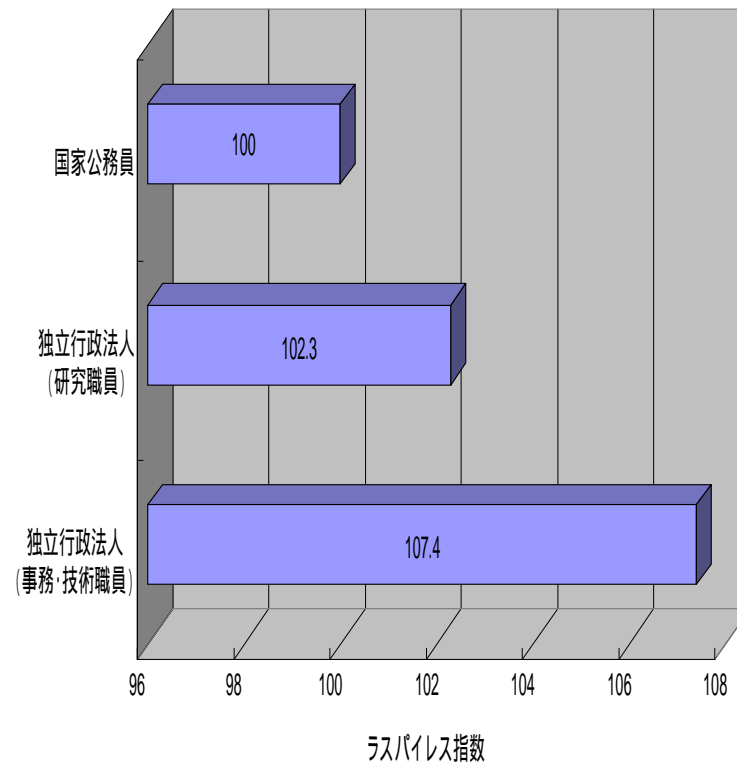
独立行政法人への運営費交付金は横ばい状態。その一方で独法職員の給与水準は公務員よりも高い状況

経年比較が可能な独立行政法人(54法人)における予算推移



(出典:「独立行政法人評価年報(平成14年度版)」(総務省)により作成)

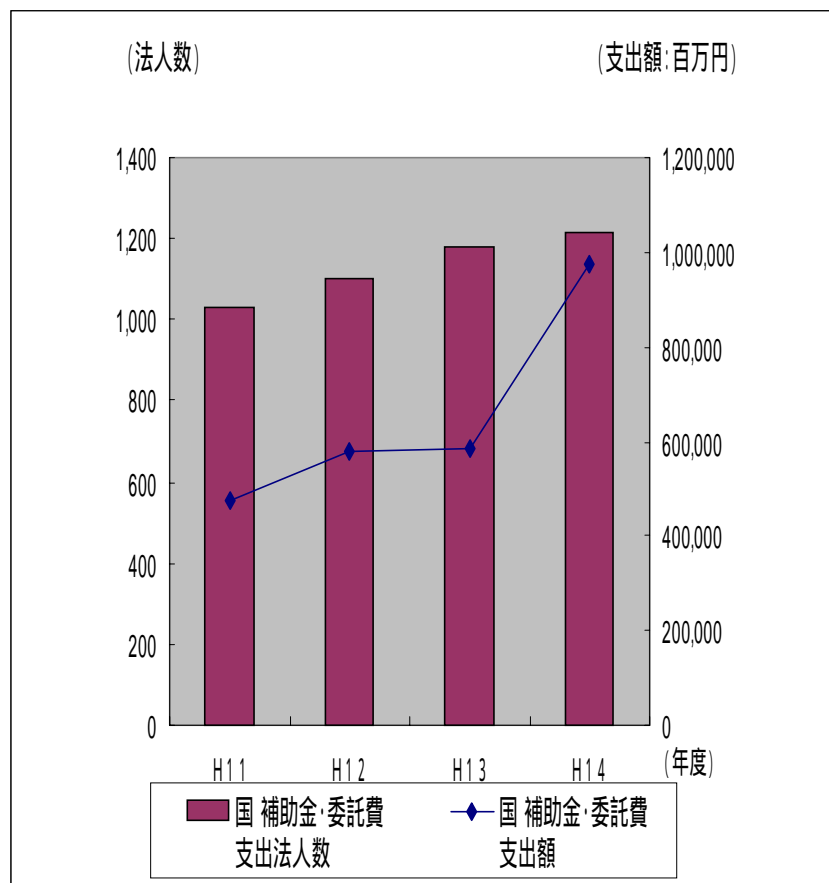
職員の給与水準のラスパイルズ指数による比較



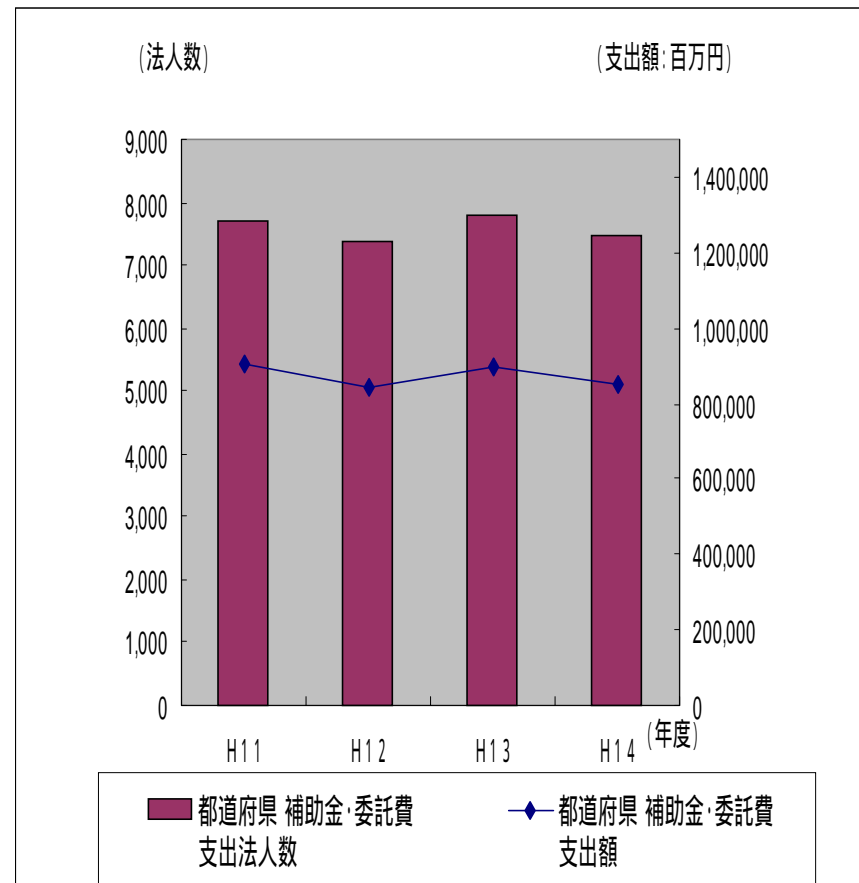
(出典:「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準(平成15年度)の公表」(総務省)により作成)

公益法人への補助金等の支出は国においては増加傾向

【国】



【地方】



(出典:「公益法人に関する年次報告(平成13年度～平成16年度)」(総務省)により作成)

国の職員は規律が乱れ国民の目線から乖離している

規律の乱れの事例

遅刻出勤
裏金づくり
タクシー代の杜撰な管理

規律の乱れを生む原因

規律の乱れをチェックする責任者が不在

大臣は在任期間が短く政治的な責任を期待するのは無理

遅刻出勤など規律の乱れがあっても国民から批判されない

霞ヶ関は国民からの距離が遠く、国民に実態を知られていない

瑣末な事象すら改善出来ない国に自らの行財政改革など期待し得ない